

令和7年度富山県相談支援従事者 現任研修 実施要領

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援に従事する者が、障害児者の意向に沿った地域生活を実現できるよう支援するために必要な保健、医療、福祉等のサービスの総合的な知識や援助技術を習得するとともに、適切な支援方法についてより実践的に学び、資質の向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

富山県 （協力団体 富山県相談支援専門員協会）

3 受講対象者

次の（１）～（３）を満たす者とします。

- （１）相談支援従事者（初任者（全日程））研修を修了し、富山県内の事業所で相談支援専門員として従事している者及び従事しようとする者（ただし、今年度の初任者研修（全日程）受講予定者を除く。）
- （２）受講にあたり、自らが現在支援しており、かつ、モニタリングや再アセスメント可能な事例をもとに自ら課題を作成し、提出することが可能な者
- （３）所属法人（事業所）の推薦がある者（研修途中での所属法人の変更は原則認めません。）

※令和2年度に相談支援従事者初任者研修修了し、令和3年度から令和6年度の間に実施された相談支援従事者現任研修を修了していない方、平成27年度に相談支援従事者研修を修了後、平成28年度から令和2年度の間に実施された現任研修を修了したものであって、令和3年度から令和6年度の間に実施された相談支援従事者現任研修を修了していない方は、今年度の現任研修を受講しないと相談支援専門員の資格が失効するので、注意してください（現任研修受講のタイミングについては、別添資料1参照）。

<参考>

- ① 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者を修了した年度の翌年度を初年度として、5年以内に現任研修を修了する必要がある、以後、5年間に1回以上受講することが必要です。上記※に該当する者は、今年度の現任研修を受講し修了する必要があります（受講のタイミングについては、別添資料1を参照願います）。
- ② 相談支援専門員の研修の実施については、指定障害児相談支援、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供にあたるものとして厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する告示（平成24年厚生労働省告示第225号、同告示第226号及び同告示第227号。（以下、「告示」という。）、「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（令和元年9月10日障発0910第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「通知」という。））についての一部改正が公布・発出されました。これに伴い、現任研修の受講要件については、初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験を有すること。2回目以降の現任研修では、過

去5年間に2年以上の相談支援の実務経験を有すること又は現に相談支援業務に従事している
こととしています。

4 募集定員 30 名程度

5 研修内容

研修科目、内容、科目ごとの履修時間は、別添「相談支援従事者現任研修標準カリキュラム」のとおり（別紙1）

6 日程、会場等

日 時	会 場	研修形態
9 月中	e ラーニングによる動画視聴	講義
令和 7 年 10 月 21 日 (火)	富山県民会館 401 号室	演習 1
10 月 22 日 (水) ～ 11 月 19 日 (水)	基幹相談支援事業所等で自らの課題をチームで検討する	実習 1
11 月 20 日 (木)	富山県民会館 401 号室	演習 2
11 月 21 日 (金) ～ 12 月 15 日 (月)	基幹相談センター等で自立支援協議会の参加体験	実習 2
12 月 16 日 (火)	富山県民会館 401 号室	演習 3

※研修内容の詳細はカリキュラム（別紙）を参照ください。なお、カリキュラムは現時点の予定であり、今後変更する場合がありますので、予めご了承ください。

※また、講義は映像配信により実施する予定です。映像配信日は、現在調整中であり、受講決定時にお知らせします。

7 受講者の決定

受講定員を受講希望者が定員を上回った場合は、上記 3（1）～（3）に該当する者であって、令和 7 年度～8 年度中に現任研修を受講しなければ、資格を失効する者を優先します。

8 受講手続

（1）受講申し込み

研修の受講を希望する者は、所属する事業所の事業者の推薦を受けて申込みをしてください（《申し込み方法》を参照）。

（2）受講料

5,000 円（演習初日に会場へお釣りのないようを持参のうえ、支払いをお願いします。）

9 受講申込時の留意点

令和 2 年度より相談支援従事者のカリキュラム改訂により研修日数、時間数が拡充されています。申込みにあたっては、次の事項にご留意願います。

（1）4 日間の研修の受講がすべて可能であり、かつ演習に用いる資料（以下「演習事例」という。）を作成し提出できること

※演習事例は、講義動画を視聴後から演習 1 までの間に作成します。演習事例作成の詳細は、受講決定通知とあわせてお知らせしますが、参考までにシートの様式（別添資料 2～6）をお示しします。

※受講決定後であっても、期日までに演習事例の提出が無い場合は、受講を認めないものとします。

※提出された演習事例の記載内容が不十分な場合、加筆修正や再提出等を依頼することがありますので、予めご了承ください。

- (2) 4 日間の研修に加えて、研修期間中に課外実習が 2 回ありますので、課外実習に参加でき、その報告書を作成し提出できること（課外実習の詳細については、研修 2 日目に説明します）。

※課外実習を実施できない者、実習の報告書を作成し提出できない者は、研修修了証の交付の対象となりません。

- (3) 研修 1 日目の講義については、e ラーニングによる受講になります。受講後は、レポートを提出していただきます。視聴方法、レポートの提出の具体的方法は、受講決定者にお知らせします。

10 修了証書の交付等

- (1) 研修のすべての日程を修了した受講者には、修了証を交付します。

- (2) 修了の要件

- ア 講義・演習の所定時間数を全て受講したことが認められた場合
- イ 実習の実績が認められた場合
- ウ 研修期間中に提出を求めた資料等が全て提出された場合

- (3) その他

遅刻、早退、退出が著しい場合や、受講態度が著しく不良の場合（私語、居眠り、携帯電話等の使用等）には修了証を交付しない場合がありますのでご注意ください。

11 研修修了者の市町村への情報提供について

富山県では、県内における相談支援の提供体制の整備を推進し、相談支援事業所に従事する相談支援専門員の確保を図るため、同意の得られた受講者については、市町村へ当該市町村の区域内に所在する事業所に所属する本研修修了者の情報（所属法人名、事業所名及び修了者氏名）を提供します。ご理解とご協力をお願いいたします。

《申込方法》

1 代表者による推薦について

申込にあたっては、事業所代表者又は法人代表者による推薦を受けてください。

2 申込フォームと必要書類

下記 URL より申請してください。必要書類は、申込時に申請フォームにアップロードしてください（提出必須）。

（1）申込フォーム

<https://form.run/@soudan2025-3>

（2）必要書類

様式1は富山県ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/r5gennninkennsyu.html>

ア 令和7年度富山県相談支援従事者現任研修 受講者推薦・経歴書（様式1）

イ 相談支援従事者研修修了証

① これまでに現任研修を修了している者

「相談支援従事者（初任者）研修（全日程）修了証」及び「相談支援従事者（現任）研修修了証」（これまでに受講したものすべて）

② 初めて現任研修を受講する者

「相談支援従事者（初任者）研修（全日程）修了証」

3 申込締切

令和7年8月26日（火）

※申込フォームから申請してください（電話、FAX、メール、郵送は不可）。

※締切日以降の申込みについては、受け付けませんのでご留意願います。

4 留意事項

（1）申込フォームに入力された内容を基に受講者の選考を行います。内容に不備等がある場合でも、内容確認等の連絡は原則行いません。申込フォームの送信前には申込み内容に誤りがないか、添付抜けがないか必ず確認してください。

（2）内容や添付ファイルを訂正したい場合には、6（2）に記載の連絡先へ電話してください。連絡なしに申込フォームの再送はしないでください（申込内容が重複すると精査に時間がかかり、受講決定に時間を要してしまうため）。

（3）申込みが完了した場合、自動返信メールが届きます。自動返信メールが届いているか必ずご確認ください。

（4）申込フォームで入力いただいたアドレスに研修に関する連絡をします。必ず、研修受講者本人が確認できるアドレス、eラーニングの受講ができるパソコン等のメールアドレスとしてください。

（5）同一法人から複数名受講となった場合も、同じメールアドレスを登録することは

原則できませんので、個別のメールアドレスを用意してください。どうしても準備できない場合は、障害福祉課まで連絡してください。

(6) e ラーニングの受講にあたっては、受講者毎にテキストを購入する必要があります。

※同一法人から複数名受講となった場合も、受講者毎に購入してください。

(7) 申込締切後の内容の変更は原則受け付けません。

(8) 受講決定について、電話等による受講可否の問い合わせはご遠慮ください。

5 個人情報の取り扱い

申込みフォームに入力(記載)された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

6 研修についての問合せ先

(1) 研修の制度等について

富山県厚生部障害福祉課自立支援係 野替 TEL 076-444-3212

(2) 入力フォームの操作方法等について《受講申込受付業務委託先》

株式会社ジェック経営コンサルタント第4事業部 TEL 076-444-0035 (代表)

令和7年度富山県相談支援従事者現任研修カリキュラム

日程	時間	内容	会場
1日目 (9月中において県が指定した期間)	0.5時間	ガイダンス	eラーニングによる講義動画
	1.5時間	【講義1】障害福祉の動向に関する講義	
	1時間	【講義2-1】相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義(個別支援)	
	1時間	【講義2-2】相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義(チームアプローチ)	
	1時間	【講義2-3】相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義(地域を基盤としたソーシャルワーク)	
	1.5時間	【講義3】人材育成の手法に関する講義(実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法)	
2日目 10月21日 (火)	9:30~9:50	ガイダンス	富山県民会館 401号室
	9:50~10:50	【講義①】個別支援	
	11:00~12:30	【演習①】事例報告・検討(演習)	
	13:30~16:45	【演習②】事例検討(実習整理、セルフチェック)	
	16:45~17:30	実習・事前課題チェック	
1か月		実習①(演習で確認された支援課題について支援を実施する)	基幹相談支援センター等
3日目 11月20日 (木)	9:30~9:50	ガイダンス	富山県民会館 401号室
	9:50~10:50	【講義①】チームアプローチ	
	11:00~12:30	【演習①】事例報告・検討(演習)	
	13:30~16:45	【演習②】事例検討(実習整理、セルフチェック)	
	16:45~17:30	実習・事前課題チェック	
1か月		基幹相談支援センター等にて自立支援協議会の参加体験	基幹相談支援センター等
4日目 12月16日 (火)	9:30~9:45	ガイダンス	富山県民会館 401号室
	9:45~11:45	【講義①・演習①】GSVの目的と方法	
	12:45~13:45	【演習②】GSV(支援の洗い出し)	
	13:55~14:55	【講義②】個別支援から地域支援の展開(コミュニティワーク)	
	15:05~16:40	【演習③】地域支援の展開	
	16:40~17:30	まとめ・修了証書交付	

※カリキュラムは現時点の予定であり、今後変更する場合がありますので、予めご了承ください。